

令和3年8月27日

岩沼市立小・中学校保護者各位

岩沼市教育委員会

教育長 百井 崇

宮城県への緊急事態宣言発令にかかる本市の対応について

残暑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のことと存じます。日頃より本市の教育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大についてご心配なされていることと存じますが、県からの通知等を踏まえ、標記のことにつきまして、市内小中学校では、下記のように対応してまいります。

つきましては、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言の延長の有無や今後の感染状況によって、内容の変更や期間の延長等があり得ますことを申し添えます。

記

○緊急事態宣言中の対応（令和3年8月27日～9月12日）

- 1 学校施設開放の中止
- 2 授業時間の5分間の短縮
- 3 部活動の活動内容の見直し
 - ・期間中は、用具を消毒するとともに、密となる練習は行わない
 - ・対外試合の中止
 - ・市内中学校合同チームによる練習の中止
 - ・部活動支援事業の中止
- 4 児童生徒の手指消毒及び校舎内の消毒作業の徹底
- 5 校外学習の中止（または延期）

○令和4年3月31日までの対応

- 1 令和3年度期間中の、宿泊を伴う学校行事の中止
- 2 小学校の「市音楽発表会」並びに、中学校の「合唱コンクール」の中止
- 3 小学校の「学習（音楽）発表会」の中止

○その他

- 1 今後、教職員や児童生徒が濃厚接触者の判定を受け、感染拡大の恐れが生じた場合、該当学級（状況によっては学年・学校）を臨時休業とすることがあります。
- 2 マスクにつきましては、ウレタン製のものよりも布製のもの、布製のものよりも不織布のマスクの方が有効性が高いとされております。
- 3 日々の健康観察、検温を継続していただき、体調に不安がある場合には登校を見合わせてください。（欠席とはなりません）